

第6章 児童・生徒の多様な教育ニーズに対応した教育環境の整備

～ 児童・生徒等の多様な教育ニーズに対応する教育環境整備の推進（指針）～

[改善の方向]

盲・ろう学校の適切な学習集団の確保、知的障害養護学校の施設条件の改善、肢体不自由養護学校の通学負担の軽減等を図るため、盲・ろう・養護学校全体の再編整備により、学校の規模と配置の適正化をすすめ、学校運営の視点も含めて、教育条件の改善に努める必要がある。

障害の重度・重複化に対応するため、複数の障害種部門の併置により複数の障害に対応できる体制を整備するなど、一人一人の障害の状態や教育ニーズに応える教育を充実する必要がある。

障害の状態や特性等に応じた専門的指導を充実するため、自閉症児等を対象とした専門的指導の推進のための教育環境の整備を進める必要がある。

軽度の知的障害のある生徒の多様な教育ニーズに応えるため、職業教育を充実するとともに、通学区域の見直しや弾力化について検討する必要がある。

盲・ろう・養護学校の後期中等教育の充実を図るため、その在り方についての具体的な検討を進める必要がある。

学校全体の教育の質の向上を図るため、学校経営計画に基づく自律的・持続的改革を進め、都民に開かれた学校づくりを推進する必要がある。

1 児童・生徒のニーズや社会の変化に応じた教育の充実

(1) 重度・重複化、多様化へ対応する教育の充実

複数の障害種部門を併置する学校

複数の障害を併せ有する重度・重複障害児童・生徒一人一人の障害の状態や教育ニーズに適切に対応した教育を充実していくために、障害種別の異なる複数の部門を併置した学校について、盲・ろう・養護学校全体の再編整備の中で、複数の教育課程による教育の総合化と個別指導の推進を図っていく必要がある。

複数の障害種部門を併置する学校は、都内の各エリアにおける児童・生徒の障害の状況や教育ニーズを踏まえながら、全都的なバランスに十分配慮して、適正に配置していく必要がある。また、その運営に当たっては、それぞれの部門の専門性をより一層高めることが重要であり、施設・設備、教材などを相互に共有・活用しながら、個に応じた指導の充実を進めていく必要がある。

自閉症等の特性に応じた教育

知的障害養護学校においては、在籍児童・生徒の約3割が自閉症または自閉的傾

向を併せ有しており、自閉症等の特性に対応できる専門的な教育へのニーズが高まっている。児童・生徒のこのような障害の状態や特性等に応じた専門的指導を充実するために、自閉症児等を対象とした専門的指導を推進するための教育環境を整備していくとともに、その成果を小・中学校の「特別支援教育」の充実に反映していく必要がある。

学校の連携・協力の推進

障害が重複する児童・生徒一人一人の教育ニーズに対応する専門的な指導を充実していくためには、障害種別の異なる学校が、相互の専門的な機能を有効に活用しあうことが大切である。そのために、エリア・ネットワークの活用により都立盲・ろう・養護学校間の緊密な連携・協力をさらに推進していく必要がある。

外部専門家の活用と関係機関との連携の強化

「特別支援教育」に関する学校全体の専門性を高めていくためには、教員の専門性の向上に努めるとともに、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの外部専門家や福祉・医療・労働等関係諸機関と有機的な連携を図っていく必要がある。児童・生徒一人一人の成長・発達をさらに支援していくために、教員の役割と専門家等との連携について検討を進めていく必要がある。

(2) 今後の多様な学校設置形態について

盲・ろう・養護学校が、専門性を向上させ、さらに活性化していくためには、P F I方式^(*41)の活用など多様な学校の設置形態や学校経営・学校運営の在り方についても、今後の研究課題として取り組んでいく必要がある。

2 児童・生徒の社会参加・自立を支援する学校づくり

(1) 後期中等教育の充実

軽度の知的障害を持つ生徒の教育の充実

知的障害養護学校の高等部においては、中学校の心身障害学級や通常の学級から進学してくる生徒が6割を占めている。このような障害が軽い生徒の教育ニーズに対応し、社会参加と自立に向けた教育内容・方法の充実を図ることが求められている。

また、知的障害養護学校の高等部の職業学科は、現在2校設置しているが、入学倍率が4倍に達するなど、障害の軽い生徒の職業教育へのニーズが高まっている状況がある。

今後はこれらの児童・生徒の多様な教育ニーズに応えるため、軽度の生徒を対象として、後期中等教育の充実について検討していく必要がある。

聴覚障害教育の充実

聴覚障害教育の充実については、平成9年の「東京都聴覚障害教育推進検討委員会^(*42)答申」及び平成11年の「東京都聴覚障害教育推進構想^(*43)」において、改善の

方向と基本フレームが示された。この構想策定から4年が経過しており、この構想に基づいた具体的施策を速やかに進める必要がある。その際、本構想策定以降の聴覚障害教育をめぐる諸状況の変化も踏まえて、ろう学校の再編整備について検討し、計画を具体化していく必要がある。

進学ニーズに応えるろう学校中高一貫型校については、推進構想に基づく施策を速やかに進めるとともに、既存校における職業教育の充実も図りながら、社会参加と自立をめざした特色のある中等教育を推進していく必要がある。

なお、幼稚部、小学部、中学部においては、在籍者の減少に対応して適切な学習集団を確保し、教育活動の活性化を図るとともに、就学前の0歳児から2歳児を対象とした早期教育相談体制の充実に向けた拠点校を指定するなど、再編整備を推進していく必要がある。

病弱教育の充実

病弱養護学校中学部の在籍生徒の中には、病気を理由に高校進学を断念せざるを得ない者や高校進学後に中途退学や進路変更を余儀なくされる生徒がいる。

病弱養護学校の後期中等教育の在り方については、教育庁内に検討会を設置し、高等学校の中で病弱の生徒に配慮した教育をさらに充実していく方法等について検討してきたが、さらに病弱者の教育の充実に向けた検討を進める必要がある。

(2) 社会参加と自立に向けた教育の充実

IT化に対応した教育環境の整備

障害のために通学が困難な児童・生徒に対する訪問教育など、障害のある児童・生徒に対し、障害を補完したり学習を支援する補助手段として、最新の情報機器や情報ネットワークなどITを活用した教育を推進し、障害に起因する困難を効果的に改善・克服して、社会とのコミュニケーションを広げ、社会自立や参加を促すことが重要である。特に、卒業後の社会参加と自立に向け、社会の変化に対応できる児童・生徒を育成するためには、ITを活用した情報教育を推進するなど教育活動の充実を図っていく必要がある。

このため、ITに対応した教育環境の整備に努めるとともに、「ITを活用した教育推進校」をリーダーとして、障害に応じた指導方法や教材開発、ITを活用した授業革新などの実践研究を進めていくことが重要である。さらに、研究推進校での組織的な取組や指導方法等の研究の成果を、盲・ろう・養護学校全体に普及させていく必要がある。

自立を支援するための関係機関等との連携

社会参加と自立に向けた教育の充実については、社会の変化に柔軟に対応できる児童・生徒を育成するために、時代のニーズに応じた新たな職場・職域の開拓や多様な現場実習の充実などが求められている。また、就労に直接結びつくような職業教育を効果的に行うために、労働・福祉等の関係機関や民間企業との緊密な連携を進めてい

く必要がある。

3 地域とのつながりを重視した学校の規模と配置の在り方

(1) 都立盲・ろう・養護学校の規模と配置の適正化

適切な学級規模・学校規模の在り方

盲・ろう・養護学校の規模の適正化については、教育活動を活性化し、児童・生徒の社会性・協調性を育成するための適切な学習集団の確保のための規模や、地域における対象児童・生徒数、障害等の状況、教職員数など、適切な学校運営等の視点から、総合的に検討する必要がある。

現在、都立盲・ろう・養護学校においては、ろう学校の在籍者数の減少と知的障害養護学校の在籍者数の増加が進行している。このため、規模の適正化の視点に基づき、今後の都立盲・ろう・養護学校全体の在籍者数の推移等を踏まえて、適切な学級規模・学校規模を確保するため、全体の再編整備について早急に検討していくことが必要である。

適正な学校配置の在り方

盲・ろう・養護学校の適正配置について、盲学校及びろう学校においては、適切な学習集団を確保するために、適正な規模を重視して配置の改善を進めていくことが必要である。ただし、幼稚部・小学部の幼児・児童の通学の便については配慮する必要がある。

知的障害養護学校の高等部単独校は、地域バランスとともにエリア・ネットワーク構想に基づく中学校との連携体制などを踏まえ、検討を進めることが必要である。

また、他の知的障害養護学校は、在籍する児童・生徒の通学負担の軽減と適正な学校規模を総合的に勘案して通学区域の見直しを行い、配置の適正化を進めていく必要がある。

肢体不自由養護学校は、他障害種を併置した学校として、エリア・ネットワーク構想におけるセンター校としての役割を担うとともに、通学負担等を視野に入れ、学校の配置を考えていく必要がある。

通学負担の軽減と寄宿舎の必要性

寄宿舎は、通学困難の解消を図ることを基本的な目的として設置されているが、これまで盲・ろう・養護学校の設置やスクールバスの整備等の推進により、現在、通学困難を理由に入舎している児童・生徒は、ほとんどいない状況にある。

さらに、今後、盲・ろう・養護学校全体を再編整備することにより、通学区域を縮小していくことなどを踏まえて、その必要性について改めて検討を進めていく必要がある。

その際、障害種別の特性や島しょの児童・生徒の受入れについては配慮するとともに、「家庭の事情」を入舎理由とする児童・生徒については、福祉の関係機関との役割分担を明らかにする必要がある。

(2) 通学区域の弾力化と学校選択

今後は、知的障害養護学校について、特色ある学校づくりを推進するとともに、多様な教育ニーズに応じた学校選択が柔軟に行うことができるよう、通学区域の弾力化を図り、学校選択が可能となるような方向も視野に入れていく必要がある。とりわけ、高等部においては、中学校の心身障害学級や通常の学級から一人通学が可能な生徒が多数入学しており、進路等の教育ニーズも多様化していることから、生徒や保護者の学校選択のニーズも高まってきている。このため、各学校の職業教育などの特色化を進めるとともに、生徒や保護者の多様な教育ニーズに応じた学校選択が可能となるよう、通学区域の見直しや弾力化について検討を進めていく必要がある。

4 盲・ろう・養護学校の経営改善と学校経営計画

(1) 盲・ろう・養護学校の自律的・持続的改革

これからの盲・ろう・養護学校においては、教育環境の整備と合わせて、学校全体の教育の質的向上を図るため、中・長期的な展望に立って、学校における学習指導、生活指導、自立活動の指導、進路指導、学校運営等の教育活動の具体的な目標と方策を設定し、教職員全員がその具体的な目標に向けて協働体制を確立して、学校の自律的・持続的改革を進め、経営改善を図っていく必要がある。

(2) 盲・ろう・養護学校における学校経営計画

盲・ろう・養護学校の経営改善を進めるに当たっては、障害の重度・重複化、多様化に応じた教育内容・方法の充実、教育環境の整備、福祉・医療・労働等の関係諸機関との連携の強化などの観点が重要である。

こうした観点を踏まえ、盲・ろう・養護学校に対する教育ニーズに応える学校づくりを目指していく必要がある。今後は、毎年度、学校経営計画を策定し、その中で目指すべき学校像を明示して、実現するための具体的な目標・方策・成果を明らかにしていく必要がある。また、学校経営計画に基づき、計画、実施、評価、改善のマネジメントサイクル^{(*)44}の導入による自律的改革を組織的に進めていくことが重要である。

経営改善の推進に当たっては、関係機関や保護者等に対して、十分な説明を行うとともに、協力関係を築いていくことが必要である。

(3) 都教育委員会の学校への支援

盲・ろう・養護学校の自律的・持続的改革による経営改善への取組に対して、都教育委員会は積極的に支援していく必要がある。このため、校長が学校経営においてリーダーシップを発揮できるよう平成 15 年度から自律経営推進予算^{(*)45}を導入したが、人事面においても教員の定期異動要綱を見直し、校長の人事配置計画を支援するなど、校長の裁量権限の拡大を図っていく必要がある。

さらに、学校の自律的改革を支援するため、学校経営計画の評価に基づき、重点的に支援していく学校を指定する必要がある。また、課題や改善を図るべき問題点があると評価した学校に対し、都教育委員会が学校経営診断書を作成し適切な指導・助言

を行うことで、学校自らが対策を講じることができるようにし、改革の促進を図って
いくことも必要である。